

第 21 回 レコード会社に関わる著作権及び契約関係

講師 ソニー・ミュージックエンタテインメント 契約グループ本部長 高嶋裕彦

1 レコード会社

レーベルとは、もともとアナログレコードの中央部に曲名、演奏者およびレコード会社などを記して貼付された紙のことを意味していた。現在では、レコード会社やレコード会社が持つ各制作部門を総称して用いられている。

ソニー・ミュージックエンタテインメントでは、**2001**年に同社の各制作部門を分社させ、別法人として独立させた。分社化によって適正な規模となったレーベルカンパニーは、多種多様化するマーケットニーズに迅速に対応することを可能にする一方で、プロデューサーやディレクターに企画、制作、発売などの経営責任を持たせ、「音楽ビジネス」を認識させることに成功した。

現在、このようなレーベルカンパニーごとに1、2名の契約担当者がマネージメント会社やアーティスト本人等と様々な契約の交渉・締結を行っている。具体的な業務内容としては、①アーティストとの専属実演家契約の交渉・締結、②作品ごとのレーベルコピーの作成、③タイアップ等のプロモーションに関わるプロモート契約の交渉・締結、④原盤のプロデューサー等に関わるプロデュース契約等の交渉・締結、⑤ジャケット等へのアニメキャラクター使用契約の交渉・締結、⑥音源や映像作品等の利用許諾に関わる契約の交渉・締結、および⑦訴訟等の紛争解決処理に関する業務等である。

2 基本的な用語の確認

①音源と楽曲の違い

楽曲とは、作詞・作曲家によって創作される詞と曲のことをいい、著作権の対象となる。これに対し、音源とは、著作物（楽曲）の実演を物に固定したものをいい、著作隣接権の対象となる。もっとも音源の利用に際しては著作権の処理も必要となることが多い。

②原盤

原盤とは、レコード業界においては、一般的に実演家（アーティスト）等の実演を収録し、音楽 CD、DVD 等の発売のために加工・編集したもの（完パケマスターテープ）をいう。原盤を制作した者は、レコード製作者としての権利を取得する。すなわち、複製権（96 条）、送信可能化権（96 条の 2）、譲渡権（97 条の 2）、貸与権（97 条の 3 第 1 項）、放送・有線放送に関する商業用レコードの二次使用料（97 条）、レンタルに関する貸与報酬請求権（97 条の 3 第 3 項）を有する（89 条 2 項）が、その他にも、私的録音に関する補償金請求権（102 条 1 項、30 条 2 項）を有し、さらに還流防止措置（113 条 5 項）によっても一定の保護を受けている。

なお、譲渡権に関連し、サンプル盤 CD を逆オークションにかける行為について問題が生じている。これについては、サンプル盤 CD に貸与品であり返却を要する旨の記載することによって譲渡による消尽を回避している。

③サンプリングとカバー

サンプリングとは、第三者が権利を有するレコード音源の一部を複製し、これを利用して

新たなレコード原盤を制作することをいう。サンプリングをする場合には、すべての権利者からの許諾を要し、出来上がった楽曲は新たな楽曲として JASRAC 等の管理団体に届け出ることとなる。他方、カバーとは、他のアーティスト名義ですでにオリジナルレコードとして発売されている商業用レコードに収録されている楽曲を別のアーティストが自らの実演により再録し直すことをいう。

④音楽出版権

音楽業界では、財産権としての著作権を音楽出版権という。この権利関係は以下のとおりである。まずマネジメント会社は、アーティストと専属マネジメント契約を結び、その録音・録画権等を譲り受ける。それと同時に、著作者専属契約を結び著作権を包括的に譲り受ける。そして、JASRAC 等の管理事業者にアーティストから譲り受けた権利を信託譲渡する。管理事業者はマネジメント会社に徴収した著作権使用料を分配し、その後、マネジメント会社からアーティストに分配される。

⑤二次的著作物

二次的著作物とは、著作物を翻訳し、編曲し、もしくは変形し、または脚色し、映画化し、その他翻案することによって創作された著作物をいう（27 条）。音楽業界では、特に翻訳および編曲が問題となる。編曲や翻訳された楽曲（二次的著作物）には、原曲の著作者の他に翻訳家・編曲家の権利も発生することとなる。

3 レコード会社における重要な契約

レコード会社が契約する際には、その客体となる録音権等の権利を誰が持っているか、つまりアーティスト本人か、マネジメント会社かを確認しなければならない。その他にも、原盤等の用語の確認、専属の意味内容、契約期間、新しいメディアなどへの対応等をそのジャンル等を考慮して明らかにしなければならない。

その契約方法は多岐にわたる。①レコード会社が製作費をすべて負担することでその原盤権を取得し、アーティストにはレコーディングの対価としてアーティスト印税を支払う場合（専属実演家契約）、②レコード会社以外の者が費用を負担して制作した原盤に関する権利をその者からレコード会社が譲り受け、その対価として原盤印税を支払う場合（原盤独占譲渡契約）、③①と②の中間形態で、レコード会社とマネジメント会社等が共同して原盤を制作する場合（共同制作原盤譲渡契約）、④一定の契約期間において、原盤製作者等の権利者がレコード会社へその使用許諾を認める場合（原盤独占供給契約）がある。また、継続的なアーティスト活動が行われないことが事前に分かっているときには、単発契約がなされることもある。

4 CD のクレジットに見る様々な権利

レコードには様々な情報を表示するため、いくつかの記号が記されている。©（Copyright）はジャケットの著作権を、Ⓟ（Phonogram）は当該レコードに関するレコード製作者の権利を表している。また、Ⓜ（Yogaku）は洋盤であることを、Ⓛ（Local）は国内盤であることを表している。さらに、Ⓧは貸与許諾禁止を表している。その他、レコードには再販制度があるため、再販価格が適用される期間も表記している。